

事務連絡
令和2年7月20日
中小企業庁

日本行政書士会連合会 様

「家賃支援給付金」の申請が困難な者への申請サポートのお願い

時下益々ご清祥のこととお喜び申し上げます。

皆様には、既に「持続化給付金」の申請サポートのお願いをさせていただいておりますが、様々なご協力を賜り、誠にありがとうございます。

この度、令和2年度の第二次補正予算の成立を受け、中小企業庁では新たに「家賃支援給付金」の申請受付を7月14日から開始いたしました。本給付金の申請につきましては、「持続化給付金」と同様、オンラインで受け付け、電子申請が困難な方のための申請サポート会場を全国各地に展開いたします。

一方で、サポート会場が遠い方や足を運ぶ時間がなかなかとれないといった事情もあり得ます。このため、普段から中小企業・小規模事業者との接点をお持ちの皆様におかれましては、業務に支障のない範囲で、「家賃支援給付金」の申請のサポートをお願いできれば幸いです。具体的には、電子申請の入力支援や必要書類の確認などについて、経営支援の一環として、顧客又は会員にご支援を頂ければ幸いです。

なお、本申請はあくまで本人申請が前提であり、他者の名義での申請は認められていないことにご留意いただきますと幸いです。（依頼者の本人名義での申請を行政書士が有償で代行することは差し支えありません。）

本給付金の申請手続きが円滑に進むよう、何卒ご理解とご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げます。

本件に関するお問い合わせ：中小企業庁長官官房総務課
家賃支援給付金担当
TEL：03-3501-1768